



事業者の名称	住 所	代表者の氏名
特定非営利活動法人 フォーチュンプラス	久留米市津福今町483番地10	大原 進

### 福岡県告示第424号

福岡県個人情報保護条例に基づき口頭により開示請求を行うことができる個人情報及び開示の方法（平成17年4月福岡県告示第710号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

表中

福岡県歯科技工士試験	〃	〃	保健医療介護部 医療指導課	〃
福岡県准看護師試験	〃	〃	〃	〃

を

福岡県准看護師試験	〃	〃	保健医療介護部 医療指導課	〃
-----------	---	---	------------------	---

に改める。

### 福岡県告示第425号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定した土砂災害警戒区域（平成26年3月福岡県告示第224号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第6項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香椎八丁目(c)	福岡市東区香椎六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第426号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき指定した土砂災害特別警戒区域（平成26年3月福岡県告示第225号）のうち、次の土地の区域の指定を解除するので、同条第9項において準用する同条第4項の規定により公示する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
香椎八丁目(c)	福岡市東区香椎六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第427号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小 川 洋

区域の名称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
香椎六丁目-1	福岡市東区香椎六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

### 福岡県告示第428号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指

定する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
香椎六丁目-1	福岡市東区香椎六丁目（別紙図面1に示す区域のとおり）	急傾斜地の崩壊	別紙図面1に記載する表のとおり

備考 別紙図面1は省略し、その図面を福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

#### 福岡県告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	町川原赤間線	前	古賀市筵内717番1先から 古賀市筵内791番1先まで	14.0 ～ 32.0	1,000.0
			後	古賀市筵内1064番1先から 古賀市筵内791番1先まで	13.7 ～ 20.5	1,000.0

#### 福岡県告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	町川原赤間線	古賀市筵内1064番1先から 古賀市筵内988番1先まで

#### 福岡県告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	宮田竹線	前	宮若市磯光2233番4先から 宮若市磯光2354番1先まで	10.0 ～ 25.0	152.3
			後	宮若市磯光2233番4先から 宮若市磯光2354番1先まで	10.3 ～ 25.0	160.0

#### 福岡県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成30年4月17日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
直方	宮田線 小竹	宮若市磯光2233番4先から 宮若市磯光2354番1先まで

### 福岡県告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 道路の種類、路線名、占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
県道	飯塚福岡線	宗像市大穂1318番先から 福津市本木939番9先まで	北九州県土整備事務所宗像支所
県道	飯塚福岡線	福津市中央三丁目5055番31先から 福津市中央六丁目2655番6先まで	北九州県土整備事務所宗像支所

#### 2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）。

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡

大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

平成30年5月1日

### 福岡県告示第434号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例に基づく介護補償の額（平成29年4月福岡県告示第334号）の一部を次のように改正する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

「平成29年4月1日以後」を「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」に改める。

### 福岡県告示第435号

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例（昭和43年福岡県条例第4号。以下「条例」という。）第9条の2の規定に基づき、介護補償として支給する額を次のように定め、平成30年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

条例第9条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。

介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金額
常時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が105,290円を超えるときは、105,290円）
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その	月額57,190円（新たに介護補償を支給すべき

	月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,190円以下であるときに限る。)	事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)
随時介護を要する状態	1 1の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき(次号に掲げる場合を除く。)	その月における介護に要する費用として支出された費用の額(その額が52,650円を超えるときは、52,650円)
	2 1の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき(その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が28,600円以下であるときに限る。)	月額28,600円(新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額)

## 福岡県告示第436号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項の規定に基づき、次のとおり指定代理納付者を指定したので、福岡県財務規則(昭和39年福岡県規則第23号)第85条の5の規定により告示する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 指定代理納付者として指定する者の名称及び所在地
  - 名称  
ヤフー株式会社
  - 所在地  
東京都千代田区紀尾井町1番3号
- 指定した日  
平成30年4月1日
- 指定期間  
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

## 4 対象となる歳入

平成30年度定期自動車税

ふるさと寄附金

## 公 告

### 公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る特定役務の名称  
税務電算処理システム運用管理等業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - 部局の名称  
福岡県総務部税務課
  - 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号
- 契約の相手方を決定した日  
平成30年4月1日
- 契約の相手方の氏名及び住所
  - 氏名  
株式会社BCC
  - 住所  
福岡市中央区六本松二丁目12番19号
- 契約金額(消費税及び地方消費税の額を含む。)  
47,304,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約を行った理由  
政府調達に関する協定第13条1(c)(i)に該当

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

## 1 契約に係る特定役務の名称

福岡県インターネット動画配信に係る業務委託

## 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

## (1) 部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

## (2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

## 3 契約の相手方を決定した日

平成30年3月26日

## 4 契約の相手方の氏名及び住所

## (1) 氏名

株式会社コアラ

## (2) 住所

福岡市中央区天神一丁目4番1号

## 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,164,800円

## 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

## 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第13条第1(b)(ii)に該当

**公告**

本道寺・香園土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
平嶋 一男	筑紫野市大字本道寺363番地
矢ヶ部 清隆	筑紫野市大字本道寺134番地3
日永田 隆幸	筑紫野市大字香園219番地1
平嶋 正幸	筑紫野市大字本道寺129番地
井上 敏信	筑紫野市大字本道寺551番地

## 2 退任監事

氏名	住所
平嶋 正一	筑紫野市大字本道寺110番地7
日永田 美月	筑紫野市大字香園124番地1

## 3 就任理事

氏名	住所
平嶋 一男	筑紫野市大字本道寺363番地
矢ヶ部 清隆	筑紫野市大字本道寺134番地3
日永田 隆幸	筑紫野市大字香園219番地1
平嶋 正幸	筑紫野市大字本道寺129番地
平嶋 繁彦	筑紫野市大字本道寺135番地

## 4 就任監事

氏名	住所
平嶋 正一	筑紫野市大字本道寺110番地7
日永田 美月	筑紫野市大字香園124番地1

**公告**

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により次のように公告する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
区画整理事業（上穂波東地区）	平成29年1月26日

**公告**

平成30年度狩猟免許試験及び狩猟者講習を次のように実施する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

1 狩猟免許試験の期日及び場所

期 日	場 所		所 管
	所 在 地	会 場	
平成30年6月28日（木曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎	福岡県福岡農林事務所
	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所
	行橋市中央一丁目2-1	福岡県行橋総合庁舎	福岡県行橋農林事務所
平成30年7月26日（木曜日）	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木	福岡県朝倉農林事務所
	飯塚市有安830-3	庄内交流センター（旧庄内公民館）	福岡県飯塚農林事務所
	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
平成30年8月26日（日曜日）	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所	福岡県筑後農林事務所
平成31年1月20日（日曜日）	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎	福岡県八幡農林事務所

2 受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第40条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの  
 なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日20歳以上、網猟免許及びわ

な猟免許にあっては試験当日18歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目	試 験 時 間
	課 題	
知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識について	午前9時30分～ 午前11時00分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前11時00分～ 午後0時30分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後1時30分～ 午後5時00分

3 狩猟者講習の期日及び場所

期 日	会 場 所 在 地	会 場 名
平成30年6月26日（火曜日）	朝倉市甘木198-1	ピーポート甘木
平成30年6月27日（水曜日）	田川市大字伊田2550番地1	田川市民会館
平成30年6月27日（水曜日）	みやま市高田町濃施14	まいピア高田
平成30年6月29日（金曜日）	うきは市吉井町983-1	うきは市生涯学習センター
平成30年7月3日（火曜日）	朝倉市杷木久喜宮1685	サンライズ杷木
平成30年7月4日（水曜日）	直方市津田町7-20	直方市中央公民館
平成30年7月4日（水曜日）	八女市黒木町今1314番地1	八女市黒木支所
平成30年7月5日（木曜日）	福岡市中央区赤坂一丁目8-8	福岡県福岡西総合庁舎
平成30年7月6日（金曜日）	久留米市草野町吉木33	久留米市ふれあい農業公園
平成30年7月6日（金曜日）	北九州市小倉北区井堀五丁目1番3号	北九州パレス
平成30年7月10日（火曜日）	小郡市大板井1180-1	小郡市生涯学習センター

平成30年7月11日 (水曜日)	筑後市大字和泉606-1	福岡県筑後農林事務所
平成30年7月12日 (木曜日)	筑紫野市二日市南一丁目9-3	筑紫野市生涯学習センター
平成30年7月12日 (木曜日)	北九州市小倉南区大字木下670-1	東谷興農会館
平成30年7月12日 (木曜日)	行橋市大字今井3758番地	行橋市研修センターゆくとピア
平成30年7月18日 (水曜日)	北九州市門司区高田一丁目20番1号	北九州市立門司体育館
平成30年7月18日 (水曜日)	飯塚市小正319番地1	福岡嘉穂農業協同組合本所
平成30年7月18日 (水曜日)	八女市立花町原島108-1	八女市立花市民センター
平成30年7月19日 (木曜日)	宗像市久原400	宗像ユリックス
平成30年7月19日 (木曜日)	築上郡築上町大字高塚756番地	築上町中央公民館
平成30年7月24日 (火曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎
平成30年7月26日 (木曜日)	糟屋郡篠栗町尾仲47-1	クリエイト篠栗
平成30年7月31日 (火曜日)	糸島市志摩初30	糸島市交流プラザ志摩館
平成30年7月31日 (火曜日)	北九州市八幡西区則松三丁目7-1	福岡県八幡総合庁舎
平成30年8月1日 (水曜日)	大牟田市健老町461番地	大牟田市エコサンクセンター
平成30年8月3日 (金曜日)	田川郡川崎町大字田原772番地の1	川崎町勤労青少年ホール
平成30年8月9日 (木曜日)	福岡市博多区吉塚本町13-50	福岡県吉塚合同庁舎

4 受講資格者並びに講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

平成27年において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（1種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除する。

(2) 適性検査、講習科目及び時間

講習科目	講習時間
視力、聴力及び運動能力の適性検査	午前9時00分～午前10時00分
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識	午前10時00分～午後1時00分
鳥獣の判別	
猟具の取扱い	

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（いずれも免許の種類ごとに1通必要）に必要な事項を記入し、次に掲げるものを添えて、下記で定める申込期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3か月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

- (ア) 統合失調症にかかっている者
- (イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者
- (ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者
- (エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気（ア）から（ウ）までに掲げるものを除く。

）にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア) から (オ) までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円））。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にあつては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙で納付すること。

（販売所一覧：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikai.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

【実施期日、会場名及び申請期間】

免許試験		
実施期日	会場名	申請期間
平成30年6月28日（木曜日）	福岡県福岡西総合庁舎 福岡県八幡総合庁舎 福岡県行橋総合庁舎	5月21日（月）～6月18日（月）
平成30年7月26日（木曜日）	ピーポート甘木 庄内交流センター（旧庄内公民館） 福岡県筑後農林事務所	5月21日（月）～7月13日（金）
平成30年8月26日（日曜日）	福岡県筑後農林事務所	5月21日（月）～8月14日（火）

平成31年1月20日（日曜日）	福岡県八幡総合庁舎	11月1日（木）～1月10日（木）
-----------------	-----------	-------------------

免許更新講習		
実施期日	会場名	申請期間
平成30年6月26日（火曜日）	ピーポート甘木	5月28日（月）～6月15日（金）
平成30年6月27日（水曜日）	田川市民会館 まいピア高田	5月28日（月）～6月15日（金）
平成30年6月29日（金曜日）	うきは市生涯学習センター	5月28日（月）～6月19日（火）
平成30年7月3日（火曜日）	サンライズ杷木	5月28日（月）～6月22日（金）
平成30年7月4日（水曜日）	直方市中央公民館 八女市黒木支所	5月28日（月）～6月22日（金）
平成30年7月5日（木曜日）	福岡県福岡西総合庁舎	5月28日（月）～6月25日（月）
平成30年7月6日（金曜日）	久留米市ふれあい農業公園 北九州パレス	5月28日（月）～6月26日（火）
平成30年7月10日（火曜日）	小郡市生涯学習センター	5月28日（月）～6月29日（金）
平成30年7月11日（水曜日）	福岡県筑後農林事務所	5月28日（月）～6月29日（金）
平成30年7月12日（木曜日）	筑紫野市生涯学習センター 東谷興農会館 行橋市研修センターゆくとピア	5月28日（月）～7月2日（月）
平成30年7月18日（水曜日）	北九州市立門司体育館 福岡嘉穂農業協同組合本所 八女市立花市民センター	5月28日（月）～7月6日（金）
平成30年7月19日（木曜日）	宗像ユリックス 築上町中央公民館	5月28日（月）～7月6日（金）
平成30年7月24日（火曜日）	福岡県八幡総合庁舎	5月28日（月）～7月13日（金）
平成30年7月26日（木曜日）	クリエイト篠栗	5月28日（月）～7月13日（金）
平成30年7月31日（火曜日）	糸島市交流プラザ志摩館 福岡県八幡総合庁舎	5月28日（月）～7月20日（金）

平成30年8月1日(水曜日)	大牟田市エコサルクセンター	5月28日(月)～7月20日(金)
平成30年8月3日(金曜日)	川崎町勤労青少年ホール	5月28日(月)～7月24日(火)
平成30年8月9日(木曜日)	福岡県吉塚合同庁舎	5月28日(月)～7月30日(月)

## 6 注意事項

- (1) 試験又は講習の当日の受付は、午前9時00分から同9時30分まで行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。
  - ア 試験開始時刻又は講習開始時刻に遅れた場合
  - イ 受験中又は受講中無断で退席した場合
  - ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
  - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (3) 手数料は、福岡県領収証紙により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (4) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。
- (5) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部畜産課鳥獣対策係に問い合わせること。

## 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
遠賀郡遠賀町大字別府字中下3407番から3409番まで、3411番1及び3412番から3414番まで並びに遠賀郡岡垣町大字戸切字三牟田90番5及び90番6
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
遠賀郡岡垣町大字戸切104番地2

株式会社EXPROS

代表取締役 楠本 美恵子

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により岡垣町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

遠賀広域都市計画下水道の変更（岡垣町決定）（平成30年3月8日岡垣町告示第11号）

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により柳川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部下水道課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画下水道の変更（柳川市決定）（平成30年3月30日柳川市告示第46号）

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

田主丸都市計画特定用途制限地域の決定（平成30年3月30日久留米市告示第186号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により苅田町から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画地区計画の変更（平成30年4月1日苅田町告示第24号、第25号及び第26号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

田主丸都市計画準防火地域の決定（平成30年3月30日久留米市告示第188号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

田主丸都市計画特別用途地区の決定（平成30年3月30日久留米市告示第187号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

田主丸都市計画用途地域の決定（平成30年3月30日久留米市告示第185号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により北九州市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

北九州広域都市計画特別用途地区の変更（平成30年3月30日北九州市告示第101号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

北野大刀洗都市計画特定用途制限地域の決定（平成30年3月30日久留米市告示第189号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画用途地域の変更（平成30年3月30日久留米市告示第190号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画特定用途制限地域の決定（平成30年3月30日久留米市告示第191号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画特別用途地区の決定（平成30年3月30日久留米市告示第192号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

筑後中央広域都市計画準防火地域の変更（平成30年3月30日久留米市告示第193号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部

都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

福岡広域都市計画地区計画の変更（平成30年4月1日 筑紫野市告示第78号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の変更（平成30年4月1日久留米市告示第210号、第211号、第212号及び第213号）

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成30年4月17日

福岡県知事 小川 洋

久留米小郡都市計画地区計画の変更（平成30年4月1日久留米市告示第214号）